

都城市PRロゴ利用の手引き



宮崎県都城市

令和6年12月改定版

目次

- I 申請手続きについて… 2P ~ 8P
利用申請の方法や留意事項など
- II デザインについて…… 9P ~ 10P
PRロゴを使ってデザインする場合のルール
- III その他…………… 11P~13P
利用できるもの、利用できないもの

I 申請手続きについて

都城市PRロゴを利用される場合は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に利用する場合や個人で楽しむ場合を除き、直接利用しようとする方からの事前の申請による許可を得ることが必要です。

申請には、下記の書類を“必ず”提出してください

①申請書

②利用する商品等の見本

※見本が添付できない場合、写真や原稿等
確認できるものでOKです

③企業・団体等の概要書
(パンフレット等)

※個人の場合はプロフィールや活動内容が分
かるものを添付してください。

食品に利用する場合は、次の書類を
各1部、併せて提出してください。

④製造若しくは販売に係る保健所の
営業許可証(写)又は県内各店舗
ごとの業務開始報告書(写)

⑤製造または販売する店舗一覧
(様式自由)



申請書に必要な事項をご記入のうえ、
みやこんじょPR課へ提出してください。

提出先

〒885-8555 宮崎県都城市姫城町6街区21号
都城市観光スポーツPR部みやこんじょPR課
TEL：0986-23-2615
FAX：0986-25-6200
E-mail：m-pr@city.miyakonojo.miyazaki.jp

申請書はホームページからのダウンロードまたは
みやこんじょPR課からファクスにてお送りします。

受付完了後、審査から利用許諾まで2週間程度かかります。
余裕をもって早めに提出してください。

※新聞・テレビ・雑誌等報道機関が報道目的に利用する場合は除きます。

PRロゴには、「許諾番号」を必ず付けてください。

許諾番号の表示

「都城市PRロゴ利用許諾第〇〇〇〇号」

または「都城市PRロゴ #〇〇〇〇」

許諾番号は下記のように記載してください。



または
都城市PRロゴ
#〇〇〇〇
都城市PRロゴ利用許諾第〇〇〇〇号

注：許諾番号の表示は適宜折り返してかまいません。
ロゴ近傍に表示できない場合は、許諾されたものと一体となる
ところに表示してください。
例） Poloシャツ：タグや説明書、ポスター：右下余白部 等



または
都城市PRロゴ利用許諾
第〇〇〇〇号
都城市PRロゴ
#〇〇〇〇

◎申請書

申請書に記載する内容が多い場合は、別紙で提出してください。
※申請には、添付書類が必要です。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

都城市長 宛て

郵便番号
住 所
商号又は名称
代表者職氏名

都城市PRロゴ利用申請書

都城市PRロゴの利用に関する要綱第3条の規定に基づき、都城市PRロゴを利用したいので、下記のとおり申請します。

記

利用目的	
利用対象物件等	PRロゴを利用する物件（商品等）の名称、利用箇所、建番号等を記入してください。商品等の場合、販売価格（税込み）、製造予定数、販売場所、販売先等を記入ください。
利用期間	年 月 日から 年 月 日
特記事項	
連絡先	担当者名： 電話番号： FAX： E-MAIL：

添付書類

- (1) 利用する物件（商品）の見本（見本が添付できない場合、写真や印刷原稿等）
- (2) 企業等の概要書（パンフレット等）
- (3) 食品の場合は、製造若しくは販売に係る保健所の営業許可証（写）、市内店舗ごとの業務開始報告書（写）、製造又は販売する店舗一覧（任意様式）

◎変更申請書

申請後に種類を増やしたいなど、現在利用中で内容を変更する場合には、変更申請が必要です。

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

都城市長 宛て

郵便番号
住 所
商号又は名称
代表者職氏名

都城市PRロゴ利用許諾内容変更申請書

年 月 日付け 都PR第 ー 号で許諾を受けた都城市PRロゴの利用について、下記のとおり内容を変更したいので申請します。

記

変更前	変更後
※当時申請したロゴ利用対象物を記入してください。	※今回申請するロゴ使用対象物を記入してください。前回申請分もそのまま利用する際は前回申請分も併せて記入してください。

添付書類

- (1) 変更する内容がわかる見本
- (2) 当初の利用許諾書の写し（コピー）

申請書に添付する商品等の見本について

商品（見本）の現物か、その写真やイラストなど、PRロゴをどのように利用するか具体的にわかるものが必要です。特にどこに、どのような大きさ・色で使うのか明記してください。

出来上がった製品は、現物をみやこんじょPR課へ郵送・持参してください。

商品等の場合は、完成品を提出してください。
ホームページや広告、印刷物等の場合は、印刷したもの等を提出してください。
※現物が送付できない場合は、写真等を送付してください。

申請後には、調査に協力していただきます。

PRロゴの適切な利用を図るため、利用の状況、利用した物件の販売状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。

利用に当たっての留意事項

留意事項①

利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、都城市は一切の責任を負いません。

留意事項②

利用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を順守し、消費者等に誤認や誤解を与えないようにしてください。

留意事項③

利用許諾は、都城市がPRロゴを利用することを許可するものであり、利用許諾を受けた者に権利が発生するものではありません。また、ほかの申請者の同様の申請を妨げるものではありません。

留意事項④

PRロゴの利用許諾を受けた者は、許諾を受けた権利を譲渡又は転貸することはできません。

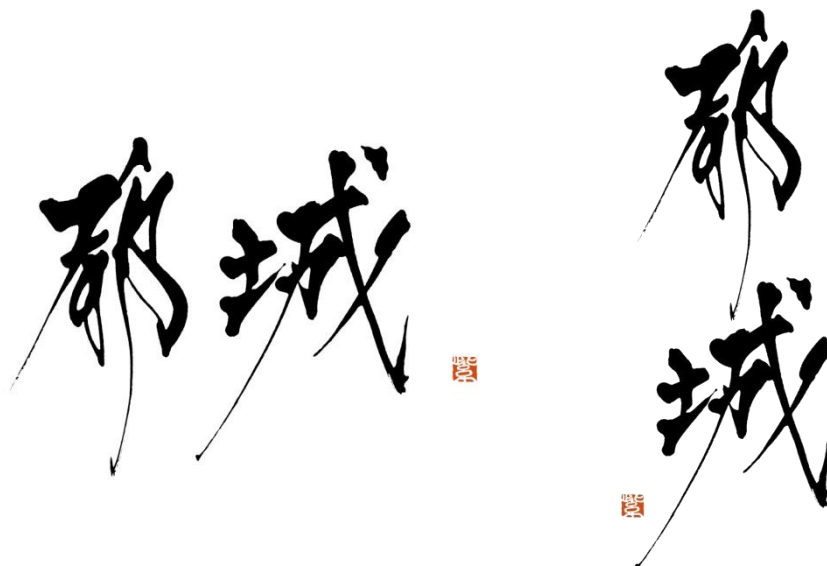
次の場合、利用の許諾はできません。

- (1) 法令及び公序良俗に反すると認める場合
- (2) 市の信用又は品位を害すると認める場合
- (3) 第三者の利益を害すると認める場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認める場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が利用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が利用する場合
- (7) PRロゴの利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認める場合
- (8) PRロゴのイメージを損なうおそれがあると認める場合
- (9) PRロゴを著しく変形していると認める場合

Ⅱ デザインについて

印刷の色は、原則、指定色または単色（1色）です。

PRロゴの色は指定色があります。カラー印刷の場合は、原則として指定色で印刷してください。色を変更する場合には、デザインの段階で確認を行いますので、申請書に色が分かる見本を提示して許諾を得てください。単色印刷の場合は、単一色での利用となります。



〈指定色〉

落款 C20%、M83%、Y100%、K0%

書 K100%

〈黒1色〉

落款 K60%

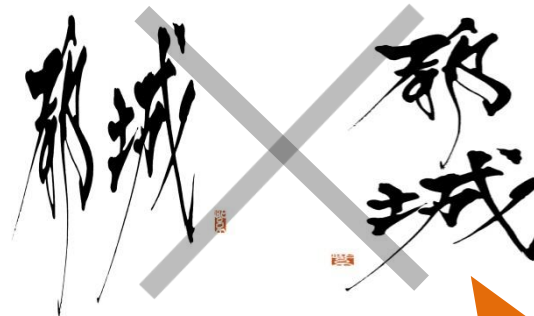
書 K100%

PRロゴを変形したりしないでください。

たて・よこ比率がかわるなど
PRロゴの図形を
変形しているもの



横に縮めすぎ



縦に縮めすぎ

文字をそれぞれ、切り離して
利用するもの



Ⅲ その他

利用できる例

- ①市内で生産または加工された農林畜産物や加工品（食品・木材・工業製品等を含む）
- ②市内の事業所が加工した菓子類や弁当等の包装紙や紙類
- ③その他市のPR及びイメージアップに寄与すると認められるもの

利用できない例

- ①企業名や企業ロゴとしての利用
- ②その他PRロゴや市のイメージを損なうもそれがあると認められる場合

食品への利用は、都城市内で製造されたものに限りします。

PRロゴは、「都城」の文字であることから、消費者に対して、産地を想像させます。産地の誤解を招かないよう、食品へ利用する場合は、市内で生産・加工されたものに限りします。

食品への申請は、下記の書類を必ず添付してください。

①

製造もしくは販売に係る
「保健所の営業許可証
（写）」、「市内店舗ごとの
業務開始報告書（写）」

②

「製造または販売する店舗
一覧」（様式は自由）

PRロゴ利用の手引きは、随時、見直します。

都城市PRロゴ利用の手引きは、皆様が利用しやすいように随時見直します。また、問い合わせの多い事項については、Q&Aとして整理し、皆様にご提示していきます。

書類提出／問い合わせ先

都城市観光PR部みやこんじょPR課

〒885-8555 宮崎県都城市姫城町6街区21号

TEL：0986-23-2615

FAX：0986-25-6200

E-mail：m-pr@city.miyakonojo.miyazaki.jp